

平成28年度 第7回金谷区地域協議会

次 第

日時：平成28年10月26日(水)午後6時30分～
会場：中ノ俣地区多目的研修センター

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 平成28年度地域活動支援事業の完了について (5分)

4 議題

(1) 金谷区の地域課題について (40分)

(2) 地域協議会及び地域活動支援事業にかかる課題と改善策について
(5分)

(3) 地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて
(30分)

5 事務連絡

6 閉 会

※閉会后、傍聴者との意見交換 (30分)

平成28年度 地域活動支援事業実績報告【金谷区】

整理 No.	提案団体名	事業名
3	南葉高原キャンプ場管理運営協議会	「南葉高原キャンプ場・第20回なんばまつり」事業

平成 28 年度第 6 回金谷区地域協議会(H28.9.28)意見交換結果

■地域協議会の取組方針に関する意見

- 課題決めは時間をかけて行うべきである。4年間の任期の中で成果を出すと考えるのがよい。
- 地域住民の意見を聞くべきである。(若者、働いている人、母親、活動団体、町内会、農家など)
- 課題だと考えていることについて、自分の目で現地を確認するべきである。
- 月1回の全体会議だけでは前に進まない。
- 挙げた課題について、指名された委員が調べ、協議会で報告する方法も良い。

■金谷区に関する課題、意見

- ヨーデル金谷の敷地を活用し、「金谷北地区農村元気会」など、地域で活動している団体と話し合いながら、農産物や土産物の販売、朝市などを行うのがよい。(レストランの活用を含む)
- 「技」を持っている人材を発掘、活用して、地域を盛り上げるべきである。
- 南葉高原や正善寺ダムでは携帯電話がつながりにくいため、電波が入るよう要望する。
- 南葉林道や正善寺ダム周辺で不法投棄が多いため、金網を張るなどの対策を市に要望する。
- 金谷区内に公民館がなく利便性に欠けるため、新設や既存建物の利用などにより、区内に公民館を移転すべきである。
- 山麓線開通により雨水の排水が周辺地域で悪化しているため、改善が必要である。

〔上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ☺ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ☺ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ☺ 平成28年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成28年 4月 1日（金）から
4月28日（木）まで【必着】

業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

👉 《ここがポイント! ①》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たると捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成29年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

金谷区の採択方針

豊かな地域資源を活用し、将来を見据え、自然と調和し、地域コミュニティと連帯性を高める「まちづくり」に住民自ら取り組み、住み続けたい地域づくりを進める。

このような、地域住民のマンパワーにより自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

《優先して採択する事業》

【観光振興】

例：観光振興事業／地域住民が掘り起こし、観光資源として活用するまちおこし事業／観光広報・案内事業／「金谷山」活性化事業

【中山間地対策】

例：中山間地における再開発・活性化、地域資源活用、施設の再点検・整備事業／中山間地施設利用者への交通利便性確保事業／「金谷山」活性化事業(再掲)

【都市整備】

例：道路整備・交通体系整備による地域活性化事業／公共交通機関の維持確保・利用促進事業／河川管理・雨水対策による安全安心なまちづくり事業／都市基盤整備事業

【安全・安心】

例：交通安全確保事業／克雪・利雪事業／防犯・防災による安全安心なまちづくり事業

【施設の利用促進】

例：区内施設の利用促進事業

【まちづくり啓発】

例：まちづくりの普及啓発事業

【少子高齢化対策】

例：少子高齢化に対応した介護・子育てへの直接的・間接的応援事業／食育啓蒙事業／高齢者福祉事業／要援護者の把握・連携・対応事業

【農業・地産地消】

例：地産地消の促進事業／農業体験事業／耕作放棄水田の維持管理と有効活用事業

【教育文化】

例：教育文化の継承・啓発・振興事業

※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

👉 《ここがポイント! ②》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

提案者からの事業説明を受け、提案事業について下記の(ア)、(イ)の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

(ア) 基本審査：提案事業が“地域活動支援事業の目的と合致しているか”を確認します。

※ 基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。

(イ) 審査項目に基づく審査：基本審査を「適合」とした委員は、下表の審査の視点に基づき、審査項目ごとに提案事業を採点し、各委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

※ 採点審査の結果、得点が満点の半数に満たない場合は、不採択となります。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

👉 《ここがポイント! ③》 【書類審査】+【説明】

- ◆ 地域協議会の審査では、「基本審査」や、「採択方針」との適合、「共通審査基準」による採点（配点は各項5点満点）を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。
- ◆ 提出いただいた書類による審査のほか、申請者は事業内容やそのねらい等を短時間で説明（プレゼンテーション）していただきます。

■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

👉 《ここがポイント! ④》

- ・複数の地域自治区で事業を行う場合、それぞれの地域自治区に事業提案してください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象となります。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口と公民館金谷分館の地域協議会情報コーナーに備えてあります。
また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

(参考) 金谷区の範囲

町内会名
上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、灰塚、地頭方、青木、上中田、中通町、向橋、中田原、大貫、金谷、神山、平山、飯、御殿山町、上昭和町、昭和町1、昭和町2丁目、滝寺、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣

■平成28年度の補助金額

- ☺ 事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
- ☺ 金谷区における助成金額の下限は5万円、上限は金谷区の予算の範囲内です。

《金谷区の予算850万円》

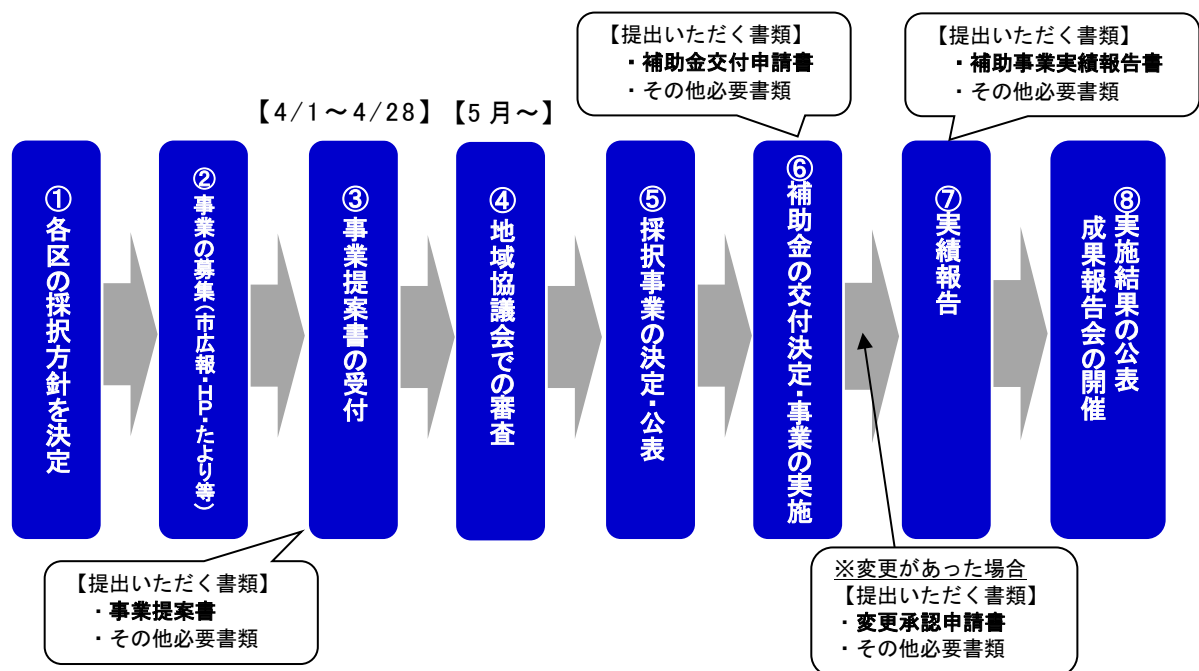
☞ 《ここがポイント! ⑤》

- ・補助金の額は千円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

- ☺ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ☺ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。

こちらまでご相談・ご応募ください！

金谷区の担当事務所 南部まちづくりセンター 〒943-0838 大手町 5-41(女性サポートセンター内) TEL 025-522-8831	
ー事業全体の問合せ先ー 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課 TEL 025-526-5111 (内線 1429)	

地域活動支援事業募集要項に関する意見

No.	意見内容	提案者
1	募集期間を延ばす。	石野委員 高橋委員 村田副会長
2	継続的な事業は、過去の実績を明確にした資料の添付を要請する。（※要綱に定められた「提出が必要な書類」に含まれないことから、代替案として「前年度の実績報告書をセンターが添付する」）	石野委員
3	「金谷区の採択方針」の「優先して採択する事業」9項目を見直す。	石野委員
4	【観光振興】と【中山間地対策】の例にある『金谷山』活性化事業」を削除する。	高橋委員
5	「優先して採択する事業」の具体例をイラスト等で掲載する。	齋藤委員
6	1町内を対象範囲とした事業は適正ではないため、募集の対象外とする。	高橋委員
7	備品の購入・設置を行う事業のうち、特定地域の利便性のみを寄与する事業については、募集の対象外とする。 (例：町内会による AED やトランシーバーの整備)	山口委員

平成28年度地域活動支援事業 各区の募集期間等一覧

地域自治区	募集期間	募集額
高田区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	1,250万円
新道区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	700万円
金谷区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	850万円
春日区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	1,010万円
諏訪区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	480万円
津有区	4月1日（金）～ 5月2日（月）	590万円
三郷区	4月1日（金）～ 5月6日（金）	490万円
和田区	4月1日（金）～ 5月6日（金）	610万円
高士区	4月1日（金）～ 5月2日（月）	490万円
直江津区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	960万円
有田区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	850万円
八千浦区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	560万円
保倉区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	510万円
北諏訪区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	490万円
谷浜・桑取区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	500万円
安塚区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	520万円
浦川原区	4月1日（金）～ 4月30日（土）	550万円
大島区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	500万円
牧区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	510万円
柿崎区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	730万円
大潟区	4月1日（金）～ 4月25日（月）	710万円
頸城区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	710万円
吉川区	4月1日（金）～ 5月9日（月）	570万円
中郷区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	560万円
板倉区	4月1日（金）～ 5月13日（金）	640万円
清里区	4月1日（金）～ 4月22日（金）	530万円
三和区	4月1日（金）～ 4月28日（木）	610万円
名立区	4月1日（金）～ 5月2日（月）	520万円